

福マ実第 84 号
令和元年 9 月 30 日

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘 様

福岡マラソン実行委
会長 下川 祥二

回 答 書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

2019 年 7 月 26 日付で貴機構から受領した申入書(消費者支援機構福岡 2019-032 号)につきまして当実行委員会として真摯に検討させていただき、募集要項については次回大会から下記のとおり改定させていただきます。

なお、実際の運営にあたっては、これまでも改定案のとおり対応してきており、福岡マラソン 2019 においても同様に対応いたします。

敬具

記

■福岡マラソン 2019 募集要項 その他(1)について

現 行	(1)主催者は疾病や紛失、その他の事故に際し、応急措置を除いて一切の責任を負いません。
改定案	(1)主催者は、主催者の責めによらない傷病・事故・紛失等について一切の責任を負いません。 なお、主催者に責めがある場合でも故意または重過失でない限り、賠償責任は主催者が加入する保険の範囲を限度とします。

■福岡マラソン 2019 募集要項 申込規約（1）について

現 行	(1)地震, 風水害, 荒天, 積雪, 事件, 事故, 疾病等, 主催者の責によらない事由で大会が中止となった場合, 参加料・手数料の返金は一切行いません。
改定案	(1)地震, 風水害, 荒天, 積雪, 事件, 事故, 疾病等, 主催者の責によらない事由で大会が中止となった場合, 参加料については, 中止までに要した経費等を差引いた上で返金の有無及び金額を決定します。

■福岡マラソン 2019 募集要項 申込規約（4）について

現 行	(4)キャンセルによる返金, 過剰入金, 重複入金等の返金を行いません。
改定案	(4)キャンセルによる参加料の返金を行いません。